

赤塚税務会計事務所通信

決算留意事項

～決算処理で注意したいこと～

新年度を迎えました。3月決算法人様については、これから決算処理をしていく時期ですね。日々の経理処理とは別に、決算処理については、気を付けたい点がありますので、いくつか抜粋してご紹介します。

売掛金・売上のチェック

決算では、決算日時点の売掛金の残高を今一度確認しましょう。通常の入金サイクルで入金されているか、入金が遅れている場合には、その原因が解明されているかチェックしましょう。

また、長期間にわたり、未入金の状態が続いている場合には、貸倒損失として、損金算入ができるかどうか検討します。

売上の締め日が月末以外の場合には、毎月の処理と異なり、締日から決算日までの、納品分、役務提供分も売上として計上する必要がありますので、こちらもご注意ください。

- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務書に対して、書面で明らかにした債務免除額
- ④ 債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合
- ⑤ 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき
- ⑥ 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払いを督促しても弁済がない場合

貸倒損失

貸倒損失とは、売上代金などの債権が回収不能となった場合に、その回収できなくなった債権額を損失として処理するものですが、貸倒損失となるのは、つぎのものに限ります。

- ① 会社更生法、民事再生法などの法律に規定により切り捨てられた金額
- ② 債権者集会の協議決定や金融機関のあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額

棚卸資産の確認

つぎに、棚卸資産の確認についてです。収益費用対応の原則の下、売上に対応した売上原価を計算するために必要な作業です。

当期に仕入れたものの、売上が翌期になるものについては、当期の経費ではなく、翌期の経費にすべきという考え方によるものです。

裏面に続きます～

商品・製品のように完成品の場合には、集計がしやすいですが、未完成のもの(仕掛品や仕掛工事)や原材料についても棚卸しが必要になりますのでご注意ください。

また、原則的には、未使用の切手やレターパック、収入印紙なども貯蔵品として棚卸計上する必要があります。

減価償却資産

決算処理として欠かすことのできないものとして減価償却資産の確認があります。当期に購入した資産については、取得価額、事業供用日、耐用年数に注意しましょう。

減価償却費の取得価額には、引取運賃や購入手数料などの付随費用を含むこととなります。ただし、不動産取得税や自動車取得税、登録免許税その他登記または登録のために要する費用については、取得価額に算入せずに、支払時の損金とする処理が認められています。

減価償却費の計算は、購入日ではなく、事業供用日から計算を始めます。購入日＝事業供用日の場合はよいのですが、自動車など、契約・支払いから納車日までに時間を要する場合、減価償却の計算は納車日(事業供用日)から始まります。

また、当期に処分した減価償却資産がある場合には、売却や除却の処理がもれないように注意しましょう。

消費税

消費税については、会社の計算方法により注意点が異なります。

【簡易課税の場合】

簡易課税の場合は、業種により仕入税額が異なることとなります。単一の事業区分(1種～6種まであります)のみの場合には問題ないですが、複数の事業区分に該当する場合には、事業区分ごとに売上を集計できるようにしておきましょう。例えば、建設業は3種事業になりますが、材料支給のいわゆる手間受けの場合の業種区分は4種事業となります。どちらの仕事も請けている場合には、材料支給のあるものとないものを分けられるようにしておきましょう。

【原則課税の場合】

原則課税の場合は、インボイスの保存があるかどうかで仕入税額が変わりますので、今一度、インボイスの有無を確認しましょう。特に、請求書などが毎回発行されない取引(家賃や口座引き落としになっているもの)については、契約書がインボイス対応になっているかどうかを確認しましょう。

まとめ

決算は年に一度の大イベントです。勘定科目ごとに、おかしい数値はないか、イレギュラーな取引がある場合に、説明資料は保管されているか、前期の決算書と比べておかしいところはないかなど確認してみましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！